

議案第14号

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和7年2月21日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料の減額に係る所得基準額を改正したいため。

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「295,000円」を「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額」に改め、同項第3号中「545,000円」を「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の第23条第1項の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。